

学位記等再交付の取り扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、次条に規定する者に対して、卒業証書、修了証書又は学位記（以下「学位記等」という。）を再交付する場合の取り扱いについて必要な事項を定め、事務手続の円滑化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に該当する者（以下「卒業等」という。）に適用する。

- (1) 文教大学大学院各課程修了者及び論文による博士学位取得者
- (2) 文教大学及び立正女子大学卒業生
- (3) 文教大学女子短期大学部、立正女子大学短期大学部及び立正学園女子短期大学卒業生
- (4) 文教大学専攻科修了者
- (5) 文教大学外国人留学生別科修了者
- (6) 立正学園女子短期大学付設幼稚園教員養成所修了者

(再交付の要件)

第3条 学位記等は、卒業等から次の各号のいずれかに該当する理由により所定の学位記等再交付願が提出され、大学事務局長が適当と認めた場合に再交付する。

- (1) 不測の事故による焼失等
- (2) 不可抗力による紛失
- (3) その他やむを得ない事情による破損等

(申請先及び手続き)

第4条 再交付の申請は、大学事務局学事部とする。

2 再交付の申請は、前条第1号及び第2号によるものは担当官公署の証明書又は所定の学位記等再交付理由書を添付させ、第3号によるものはその現物を提出させるものとする。

3 代理人が再交付を申請する場合には、委任状を添付させるものとする。ただし、第2条に規定する者が死亡したことを証明できる場合は、この限りでない。

(再交付する学位記等の様式等)

第5条 再交付する学位記等の様式は、申請時の前年度の学位記等と同一のものとする。ただし、授与年月日の上段に卒業年月日又は修了年月日を記載する。

2 前項の規定にかかわらず、再交付する学位記等の授与者は、再交付時の学長のみとする。

(学位記等に記載する授与年月日)

第6条 再交付する学位記等に記載する授与年月日は、再交付を願い出た月の翌月1日とする。

(再交付手数料)

第7条 学位記等を再交付する場合の手数料は、1通30,000円とする。

2 前項の手数料は、再交付の申請の際に同時に納入するものとする。

3 いったん納入された手数料は、理由のいかんにかかわらず返付しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式1 学位記等再交付願（第3条関係）

学位記等再交付願

年 月 日

文教大学長 殿

フリガナ

氏名 _____ (旧姓) _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

現住所 _____

電話番号 _____

私は下記の学位記等を _____ したため再交付を受けたいので、
別紙関係書類を添えて申請します。

記

学位記等の種類 (該当するものに○印)	学位記 卒業証書・学位記 卒業証書 修了証書
卒業（修了）した学部・ 学科・研究科等名 (大学院の場合は課程まで記入)	
学 籍 番 号	
卒業（修了）年月日	

様式2 学位記等再交付理由書（第4条第2項関係）

学位記等再交付理由書

年 月 日

文教大学長 殿

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

私は、下記のとおり _____ の届出をいたしましたが、届出証明書
の発行を受けることができませんでしたので、本書を提出します。

記

事由発生年月日	
届出た官公署名	
届出年月日	
受理番号	

※ 届出確認欄	年 月 日	
---------	-------	--

※ この欄は記入しないでください。